



欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

# 電気通信機器

主要な問題および提案



# 共通の技術基準 および認証手続の確立



# 共通の技術基準 および認証手続の確立

## 年次現状報告：若干の進展

- ❑ EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、相違はそれほど大きくないとはいえ、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。
- ❑ 現行のEU日本相互承認協定(MRA)は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。
- ❑ EBCは、日本のSVC制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は対象外であることに失望している。

# 共通の技術基準 および認証手続の確立

## 提案

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末に関してだけでなく、特定無線設備に関する試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」カテゴリ内のすべての機器に拡大すべきである。

A background image showing a dense grid of various mobile phones, including flip phones and smartphones, in various colors and orientations. The phones are slightly out of focus, creating a textured, patterned effect.

# IMT

**(IMT-2000、IMT-Advanced、IMT-2020/5G)  
の周波数割当の整合**

# IMTの周波数割当の整合

## 年次現状報告：若干の進展

- ❑ EBCは、総務省がモバイルブロードバンドの需要増大に対処するため、1,700MHz、2,300MHz、2,600MHz、3,400MHzの周波数帯の追加割当確保に取り組んでいることを喜ばしく思う。
- ❑ EBCは、2019年3月までにIMT-2020用の周波数を割り当てる総務省の計画を認識している

# IMTの周波数割当の整合

## 提案

- ❑ 日本は、モバイル用の国際的または地域的に整合のとれた周波数割当に引き続き努めるべきである。
- ❑ 日本は、WRC-19の議題1.13に主導的に関与すべきである。
- ❑ 日本は、2020年に予定された商業サービスに向けた5G設備の開発を促進するため、5G周波数割当のプロセスを加速化すべきである。



# モバイル機器に関する将来を 見据えた電波規制



# モバイル機器に関する 将来を見据えた電波規制

## 年次現状報告：若干の進展

- ❑ EBCの見たところ、日本の電波規制は柔軟性に欠けおり、各周波数帯に関して特定の技術に基づいた技術要件を定めることで、新しいワイヤレス技術の導入を遅らせるおそれがある。

## 提案

- ❑ 日本は、新技術を速やかに導入できるよう、モバイル機器に関する、将来を見据えた電波規制を採用すべきである。とりわけ5GHz等の免許不要の周波数帯について、技術中立的なアプローチを検討する価値がある。
- ❑ 日本は、電波規制を見直して、無線基地局、特にAAS(アクティブ・アンテナ・システム)に関して、必要以上の要件を課すのを避けるようにすべきである。とりわけ、アンテナまたは同等のモニターポートでの定期的な無線性能検査や、TRP(全放射電力)の考え方に従って不要放射の定義を入念に見直すべきである。

The background is a vibrant blue with a grid pattern. It features several abstract, overlapping geometric shapes and a faint world map in the lower right corner. The text is centered in a white horizontal band.

# SEP(標準必須特許)に関する IP(知的財産)政策

# SEP(標準必須特許)に関する IP(知的財産)政策

## 年次現状報告：新たな問題

- ❑ 日本のSEP政策は、対象となるSEPの主要特許権者である欧州の電気通信業界にとって不利な形で利用されるおそれがあるため、EBCにとって大きな関心・懸念事項である。
- ❑ さらに、日本におけるSEPとライセンス料水準に関する特許庁による恣意的決定は、グローバルなFRANDライセンス慣行を乱しかねない。
- ❑ 欧州議会が2017年7月4日に、透明性ある効率的なライセンス慣行を伴うバランスのとれたアプローチに重きを置く、欧州標準化に関する重要な決定に達したのは注目に値する。

# SEP(標準必須特許)に関する IP(知的財産)政策

## 提案

- 政府は、欧州がとっているアプローチを考慮し、可能な場合には、今後の活動を調整すべきである。日本の業界は、日本限定の解決策を策定するよりむしろ、グローバルに導入されているものと同様の慣行に従うべきである。